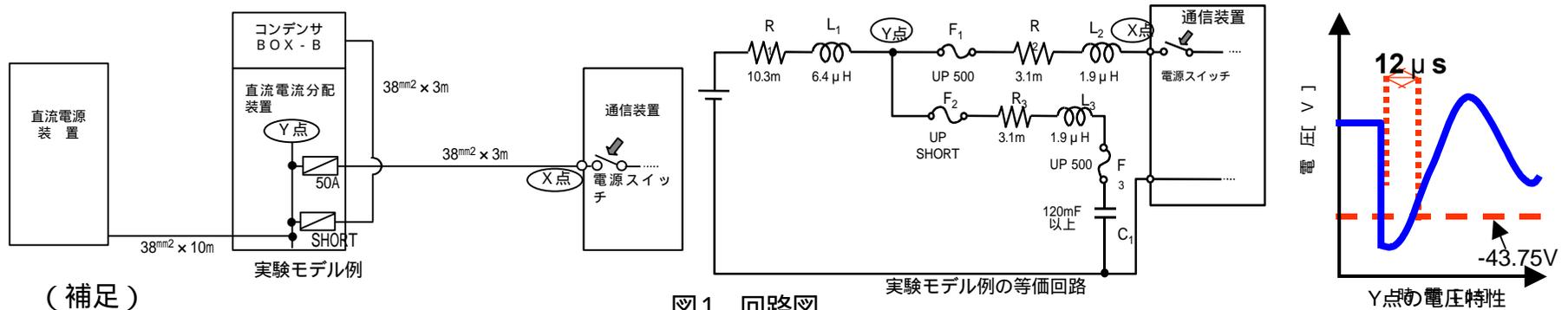


# キャビネットラック設置基準（その3）直流電流分配装置と通信装置の接続条件

## （1）突入電流抑制の具体的な技術的条件

・通信装置\*の電源配線つなぎ込み時、または電源投入時に通信装置の入力コンデンサを充電するために過大な突入電流が瞬時的に流れ、この突入電流により、同一給電システムの給電電圧が変動し、それに接続されている他装置の運転に悪影響を及ぼすことがあります。これを防止するためには、図1に示す回路に通信装置を接続した状態で直流電流分配装置のヒューズ挿入時、または通信装置の電源投入時に、電源の共用点（図1のY点）電圧が-43.75V未満（12 $\mu$ Sの逸脱時間を除く）にならないこと。

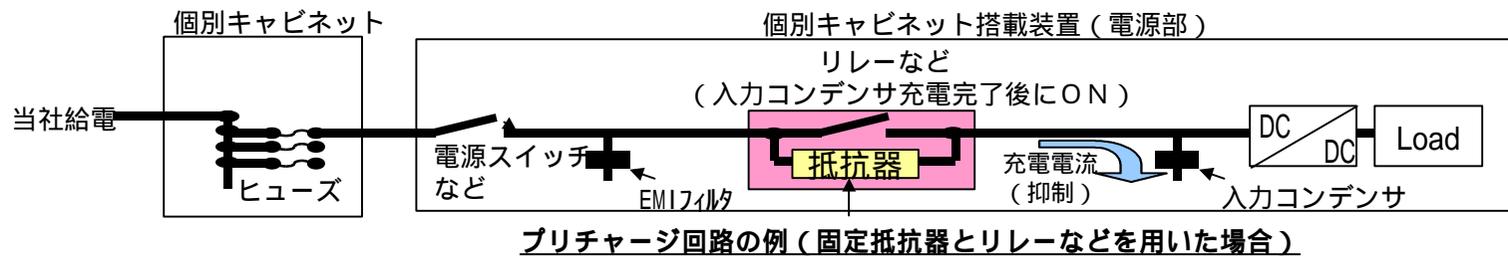
\*：通信装置とは、弊社直流電流分配装置に接続される全ての装置（コンバータ装置も含まれます）を意味します。



（補足）

図1 回路図

・直流電流分配装置に接続される通信装置にプリチャージ回路を具備しており、そのプリチャージ回路の前段に接続されているEMIフィルタのコンデンサ容量が25 $\mu$ F以下であれば、上記項目を満足します。（図2参照）なお、プリチャージ回路具備が不明な場合、EMIフィルタのコンデンサ容量が不明な場合、またはEMIフィルタの容量が25 $\mu$ F以上の場合は、図1に示す回路に通信装置を接続した状態で直流電流分配装置のヒューズ挿入時、または通信装置の電源投入時に、電源の共用点（図1のY点）電圧が-43.75V未満（12 $\mu$ Sの逸脱時間を除く）にならないことを確認して下さい。（図3フロー参照）



プリチャージ回路の例（固定抵抗器とリレーなどを用いた場合）

図2 プリチャージ回路の例